

令和 3 年

第 4 回東栄町議会定例会

会 議 録

(第 3 日)

令和 3 年 12 月 16 日 (木)

令和3年第4回東栄町議会定例会 会議録

招集年月日 令和3年12月16日(木) 開会 午前10時00分
閉会 午前11時45分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 浅尾もと子</u>	<u>2番 伊藤紋次</u>
<u>3番 伊藤真千子</u>	<u>4番 山本典式</u>
<u>5番 伊藤芳孝</u>	<u>6番 森田昭夫</u>
<u>7番 加藤彰男</u>	<u>8番 原田安生</u>

不応招議員 なし

出席議員

<u>1番 浅尾もと子</u>	<u>2番 伊藤紋次</u>
<u>3番 伊藤真千子</u>	<u>4番 山本典式</u>
<u>5番 伊藤芳孝</u>	<u>7番 加藤彰男</u>
<u>8番 原田安生</u>	

欠席議員 6番 森田昭夫

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	佐々木尚也	参事	村松元樹
総務課長	内藤敏行	税務課長	伊藤まり子
振興課長	長谷川伸	住民福祉課長	伊藤太
医療センター事務長	前地忠和	経済課長	夏目明剛
事業課長	原田経美	教育課長	栗嶋賢司

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	亀山和正	書記	神谷純子
--------	------	----	------

出席議員の報告

- 日程第 1 委員長報告
- 日程第 2 議案第 49 号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 50 号 東栄町新築住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 51 号 東栄町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 52 号 東三河広域連合規約の変更について
- 日程第 6 議案第 53 号 令和 3 年度東栄町一般会計補正予算（第 10 号）について
- 日程第 7 議案第 54 号 令和 3 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 8 議案第 55 号 令和 3 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 9 議案第 56 号 令和 3 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 10 議案第 57 号 令和 3 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 11 議案第 58 号 令和 3 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 12 議案第 59 号 令和 3 年度東栄医療センター特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 13 議案第 60 号 デジタル X 線透視撮影装置物品売買契約について
- 日程第 14 議案第 61 号 全身用 X 線骨密度撮影装置物品売買契約について
- 日程第 15 議案第 62 号 令和 3 年度東栄町一般会計補正予算（第 11 号）について
- 日程第 16 請願第 1 号 シルバー人材センターに対する支援を求める要望に関する請願について
- 日程第 17 請願第 2 号 コロナ禍による米価下落の対策を求める請願について
- 日程第 18 意見書第 4 号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書（案）の提出について
- 日程第 19 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

----- 開会 -----

議長（原田安生君）

ただいまの出席議員は7名でございます。欠席議員は、6番、森田昭夫君であります。定足数に達していますので、ただいまから令和3年第4回東栄町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ御手元に御配付した日程のとおりでございます。

----- 追加上程 -----

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。日程第12の次に、日程第13議案第60号デジタルX線透視撮影装置物品売買契約について、日程第14議案第61号全身用X線骨密度撮影装置物品売買契約について、日程第15議案第62号令和3年度東栄町一般会計補正予算第11号について、日程第16請願第1号シルバー人材センターに対する支援を求める要望に関する請願について、日程第17請願第2号コロナ禍による米価下落の対策を求める請願について、日程第18意見書第4号シルバー人材センターに対する支援を求める意見書（案）の提出について、日程第19議会運営委員会の閉会中の継続審査について、以上7案件が本日追加提出されましたので、上程したいと思います。これに御異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって7案件を追加することに決定いたしました。

----- 委員長報告 -----

議長（原田安生君）

日程第1委員長報告を行います。去る12月6日の本会議におきまして各委員会に付託しました案件に対しての審査結果について、各委員長に報告を求めたいと思います。初めに総務経済委員長に報告を求めます。

（「議長、2番」の声あり）

はい、2番、総務経済委員長。

2番（伊藤紋次君）

それでは総務経済委員会の委員長報告を行います。総務経済委員会の審査結果を会議規則第39条の規定により報告いたします。本委員会には、議案第49号過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、議案第50号東栄町新築

住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正について、議案第 52 号東三河広域連合規約の変更について、議案第 53 号令和 3 年度東栄町一般会計補正予算（第 10 号）について関係分、議案第 56 号令和 3 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）について、議案第 57 号令和 3 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、議案第 58 号令和 3 年度東栄町農業集落排水事業特別補補会計補正予算（第 1 号）についての 7 議案と、2 つの請願、合わせて 9 件が付託されました。12 月 10 日の委員会審査の結果、議案第 49 号、第 50 号、第 57 号、第 58 号については、全会一致、議案第 52 号、53 号、56 号については、賛成多数で原案のとおり可決されました。なお、本委員会は、議員全員で構成され、全員が出席しておりますので、質疑、討論及び採決につきましては、省略させていただきます。次に、請願の審査結果を報告いたします。請願第 1 号シルバー人材センターに対する支援を求める要望に関する請願については、賛成 6 名により採択されました。請願第 2 号コロナ禍による米価下落の対策を求める請願については、賛成 2 名、反対 4 名により不採択となりました。協議の結果、請願第 1 号を全会一致により採択することを確認しましたので、請願第 1 号を意見書として、本日追加上程させていただきました。以上で総務経済委員会の審査報告を終わります。

議長（原田安生君）

総務経済委員長の報告が終わりました。続いてこの報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。次に、文教福祉委員長に報告を求めます。文教福祉委員長。

（「議長、4 番」の声あり）

はい、4 番。

4 番（山本典式君）

文教福祉委員会の審査結果を会議規則第 39 条の規定により報告いたします。本委員会には、議案第 51 号東栄町国民健康保険条例の一部改正について、議案第 53 号令和 3 年度東栄町一般会計補正予算（第 10 号）について関係分、議案第 54 号令和 3 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号について、議案第 55 号令和 3 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号について、議案第 59 号令和 3 年度東栄町医療センター特別会計補正予算第 4 号についての 5 議案と陳情 1 件が付託されました。12 月 10 日の委員会審査の結果、議案第 51 号、53 号、54 号、55 号は全会一致、議案第 59 号は賛成多数でいずれも原案どおり可決すべきものと決しました。また、陳情 10 号介護、福祉、医療など社会保障の施策拡充についての陳情については、審

査の結果不採択となりました。なお、本委員会は、議員全員で構成され、執行部側も全員が出席しておりますので質疑の詳細は、省略させていただきます。以上で文教福祉委員会の審査報告を終わります。

議長（原田安生君）

文教福祉委員長の報告が終わりました。続いて報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑を打ち切ります。以上で、各委員会の委員長報告を終了します。

----- **議案第 49 号** -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 2、議案第 49 号過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についての件を議題といたします。議案第 49 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第 49 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第 49 号の件は原案のとおり可決されました。

----- **議案第 50 号** -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 3、議案第 50 号東栄町新築住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正についての件を議題といたします。議案第 50 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第 50 号の件を採決いたします。お諮りいたし

ます。

本案は原案のとおり決するに御異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第 50 号の件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 51 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 4、議案第 51 号東栄町国民健康保険条例の一部改正についての件を議題といたします。議案第 51 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これより議案第 51 号の件を採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決するに御異議はございませんが、

(「なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第 51 号の件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 52 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 5、議案第 52 号東三河広域連合規約の変更についてを議題といたします。議案第 52 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「議長、1 番」の声あり)

1 番反対ですか。はい。まずは原案に反対者の発言を許します。

1 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子です。本議案に反対の立場で討論を行います。本議案は、設楽町内に山村都市交流拠点施設を整備し、広域連合が運営を行うという規約変更であります。豊橋市が作成した山村都市交流拠点施設基本構想を読みますと、設楽ダム建設事業を契機として、水の受益者たる下流 5 市が、平成 20 年の設楽ダム建設同意

に係る確約事項に基づき設楽町に整備を約束したレジャー、癒やしを提供する施設と
のことです。この施設は、令和 9 年度の利用開始を目指し、広域連合の運営、
官民連携手法を積極的に取り入れるということが検討されております。東栄町議会の
総務経済委員会の質疑では、この事業内容、総事業費、採算見込みなどは具体的に示
されませんでした。つまり、本議案は、事業の概要もわからないまま、平成 20 年の
約束に基づいて施設を整備する。それを決定するものとなっております。私は、11 月
19 日、東三河くらしと自治研究所の主催で、ダム残土で埋立てられた当該施設の事業
用地を視察してまいりました。想像以上に大規模なものだったので、私は、果たして
都市部から離れた立地に大勢の集客を見込めるのか。また、観光事業のノウハウを持
たない広域連合が設置、運営しても、結局、不採算事業となるのではないかと大変不
安に思いました。本議案では、設置、運営費用は下流 5 市が負担するものとしており
ます。しかし、広域連合の規約は、今回のように、随時変更が可能なものと考えます
ので、将来にわたって東栄町に負担が生じないとは言い切れないと私は考えるもので
す。新型コロナウイルスの世界的な流行は依然として収束しておらず、広域での交流
自体が推奨されないという状況にあります。私は、10 年以上前の合意を機械的に認め
るのではなく、現状に合わせた柔軟な事業計画の見直しを求めたいと思います。最後
に、私は設楽ダム建設に反対です。現在、ダム建設の中止を求める住民訴訟が起こさ
れており、その中では、建設地の建設地内に活断層が存在する可能性が指摘されてお
ります。私は、危険なダムだと考えており、あわせて建設の見直しを求めるものです。
以上です。

議長（原田安生君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、2 番」の声あり）

はい、2 番。

2 番（伊藤紋次君）

東三河広域連合議会議員を 2 期務めさせていただきました伊藤紋次でございます。
議案第 52 号につきまして賛成討論を行いたいと思います。東三河広域連合は、平成
27 年 1 月に、全国的にも例のない東三河 5 市 3 町村による構成による総合的な特別
地方公共団体として設立され、広域的に実施することで大きな効果が見込める広域連
合事業、権限移譲事務、共同処理事務の取り組みを柱に、東三河地域の持続的な発展
に寄与しております。本議案は、設楽ダム建設に鑑み、平成 20 年 12 月の設楽ダム建
設同意に係る確約事項にあります山村都市交流拠点施設を整備することを、整備する
義務でありまして、当初は設楽町と 5 市の確約事項でありましたが、水源地域の理解
と協力なくして下流域の発展と振興がない。まさに東三河は一つの理念に基づき、東

栄町と豊根村も上流域の町村と位置づけられて、東三河地域の山間部と都市部の交流拠点施設、東三河全体の振興を一体化する画期的な事業でありまして、東三河広域連合が整備する旨の規約変更でございます。東三河地域の象徴的な交流拠点となることを期待しまして、賛成討論といたします。

議長（原田安生君）

ほかに討論はございますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより議案第 52 号の件を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<賛成者 5 名>

はい、ありがとうございます。

挙手多数であります。よって、議案第 52 号の件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 53 号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第 6、議案第 53 号令和 3 年度東栄町一般会計補正予算第 10 号についての件を議題といたします。議案第 53 号の質疑に入ります。歳出、歳入歳出全般について、すいません。最初に歳出、歳入全般について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。次に歳入全般について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、1 番」の声あり）

はい 1 番。反対ですか。はい。まず原案に反対者の発言を許します。

1 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子です。一般会計補正予算第 10 号に反対の立場で討論いたします。この議案には、まずペーパーレス会議システム端末購入費 279 万 9000 円が含まれております。役場の係長級以上の職員 30 名が使うタブレット端末 i P a d の購入費という説明でありました。しかし、運用に係るソフトの費用は、現在検討中とのことであり、事業総額が幾らになるかわからないという状況です。タブレット端末

だけを、総額がわからないまま先行して購入することには賛成出来ません。次に、新たな診療所等建設事業に係る過疎債 3 億 500 万円の借入れについてであります。今年 9 月議会では、町が厚生労働省の補助金、国民健康保険調整交付金 1 億 4227 万円の収入を見込みながら、交付要件を国に確認する努力を怠り、交付金の申請を断念することを報告しました。そしてその交付金を得られなければ、過疎債で賄えばよいとする本議案での判断は、私には余りにも安易で、町民の感情からかけ離れていると感じます。議会で計画や財政の見直しを求めようにも工事は既に進んでおります。その点で、町に対する住民訴訟が起こされており、その訴状には、町長は、本件契約、つまり医療センター等の建設契約であります。本件契約の延期によって、設計の見直し等について検討らしい検討せず、ブレーキの壊れた自動車のように、中略、過疎対策事業債の償還資金の負担を強いる結果をもたらした。と書かれております。村上町政全体を見渡して、私も同様の思い、危機感を持ちますので、本議案に反対いたします。

議長（原田安生君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、3 番」の声あり）

はい、3 番。

3 番（伊藤真千子君）

1 2 月補正の賛成答弁いたします。今回の補正予算は、まだまだ終わりの見えないコロナ禍感染拡大防止対策のためのリモートワークやワーケーションなどに必要なタブレット端末の購入、感染症予防対策備品の購入、施設改修計画、町営住宅の修繕、起業家支援補助金、公衆トイレ洋式改修また、定年延長制度構築支援業務などであり、当初予算の計画指針でもあります。住民の生活に密着した創意工夫、社会の変化に適応した施策であり、暮らし続けるまちづくりを着実に進めている予算内容と判断し賛成します。

議長（原田安生君）

はい。ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより議案第 53 号の件を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

< 賛成者 4 名 >

挙手多数であります。よって、議案第 53 号の件は原案の通り可決されました。

----- **議案第 54 号** -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 7、議案第 54 号令和 3 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号についての件を議題といたします。議案第 54 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第 54 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議はございませんが、

（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第 54 号の件は原案のとおり可決されました。

----- **議案第 55 号** -----

議長（原田安生君）

次に日程第 8、議案第 55 号令和 3 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号についての件を議題といたします。議案第 55 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい、討論なしと認めます。これより議案第 55 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第 55 号の件は原案のとおり可決されました。

----- **議案第 56 号** -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 9、議案第 56 号令和 3 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算第 3 号についての件を議題といたします。議案第 56 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、1 番」の声あり）

はい。1 番。

1 番（浅尾もと子君）

補正予算説明書の 68 ページ、2 款 1 項 1 目委託料のうち、中設楽浄水場前処理装置詳細設計業務委託。委託費、2700 万円について伺います。今議会の総務経済委員会の後、14 日に、私は、町事業課から、中設楽浄水場の水道水の濁りの対策について、詳しい御説明をいただきました。ありがとうございました。説明をいただいた上で、愛知県保健医療局に、県の判断について伺うことが出来ました。今回の事業、工事に当たっては、1 億 5000 万円程度かかるという大がかりなものでありますので、この前処理装置を設置した後では、どの程度、水の濁りが改善されるかということ、改めて御答弁いただきたいと思います。

（「議長、事業課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、事業課長。

事業課長（原田経美君）

はい。中設楽浄水場の前処理装置ですけれども。東栄町におきましては、初めて設置するもので、経験がないため、はっきりとしたどのぐらいきれいになるかということ はわかりませんけれども、濾過処理の前にその装置をつけて洗浄をして凝集剤を注入して濾過地に送るということで、かなりきれいになるとは思っております。以上です。

（「議長、1 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

これによって改善するという認識だと思います。続いてですね、委員会でも御答弁いただきましたが、財源について改めて確認したいと思います。町が行う簡易水道の増補改良事業に当たりましては、国と県から補助金があるということ御説明をいただきました。1 点目は、国の生活基盤整備施設耐震化等補助金、2 つ目は、その上乗せとして支払われる愛知県の補助金、三河山間地域簡易水道施設整備補助金であります。町によりますと、上水道の濁りを取る工事全体の費用は概算で 1 億 8000 万円に上るとのことです。仮に、事業の全額が国と県の補助金の対象になるとすれば、単純計算で合わせて補助金額は 9600 万円となると考えます。事業課の委員会答弁では、この補助金の活用について、愛知県から要件が整わない可能性がある。前回の事業と

の整合性を示すことが難しい旨、指摘されているとの話でありました。そこで、今回の事業をどうすれば交付される要件が整ったのか、具体的に教えていただきたいとします。

（「議長、事業課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、事業課長。

事業課長（原田経美君）

はい。失礼します。中設楽浄水場につきましては、平成 29 年かな、新しい施設として開始されたもので、新しいものとなっております。その新しい施設に対してですね、その前処理装置をつけて運営してくということにつきましては、当初の計画それから今回の計画、その見比べによりまして補助金が出るのか出ないのかというところは県と協議をしておるところですけども、なかなか前回 29 年に開始しました水質等ですねデータ等の見比べがなかなか難しいということで、難航しておるところでございますが、まだちょっと協議は行っている最中でありましてですけども、なかなか難しいということでございます。以上です。

（「議長、1 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1 番、3 回目ね。

1 番（浅尾もと子君）

29 年の施設改修後からの水質データを比べる必要があるという御答弁でありました。愛知県の保健医療局に伺いますと、今回の事業は、施設整備から 10 年が経過していないという条件であったために、増補改良事業に当たって、補助金活用のために、浄水の濁度を 0.1 度以下に維持出来ない施設であることを示す客観的なデータなどがあれば、採択の可能性がある旨の説明でありました。つまり、補助金獲得の要件は、濁度、濁っている程度を示す客観的なデータをとること、御答弁のとおりだと思います。現在町には過去の水質を示す客観的なデータがないということではありますが、近年の豪雨災害は、これからも、より一層激しくなっていく可能性があると考えます。平成 29 年に浄水場施設を改修し、4 年間のうちに追加の対策が必要になったわけがありますから、今後さらなる改修が必要になる可能性もあると考えますので、今後極端に水が濁ったというときにはですね、町としてデータを残していただくという必要があるかと思いますが、町の認識を伺います。

（「議長、事業課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、事業課長。

事業課長（原田経美君）

今回の前処理装置を設置するにあたってですね、どんな方法がいいのかとかいろいろ調べた時にですね、水質等は全て豪雨時にですね取りまして検査をしておりますので、そうしたデータを残っておりますので、次回には生かされると思います。

議長（原田安生君）

そのほかございますか。ないようですので、以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより、議案第 56 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって議案第五拾六号の件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 57 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 10、議案第 57 号令和 3 年度公共下水道事業特別会計補正予算第 1 号についての件を議題といたします。議案第 57 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第 57 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第 57 号の件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 58 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 11、議案第 58 号令和 3 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号についての件を議題といたします。議案第 58 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第 58 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第 58 号の件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 59 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 12、議案第 59 号令和 3 年度東栄医療センター特別会計補正予算第 4 号についての件を議題といたします。議案第 59 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、1 番」の声あり）

はい 1 番。

1 番（浅尾もと子君）

補正予算書の 92 ページ、3 款 1 項 1 目一般管理費社会保険料の 653 万 2000 円の減額について伺います。当初予算が 1022 万 2000 円でありましたので、実に当初予算の 63% の社会保険料を減額することとなるんですが、理由を伺います。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

社会保険料につきましてはフルの会計年度任用の医師の 2 名と薬剤師 1 名分でございます。これが 653 万 1567 円となります。以上です。

（「議長、1 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

フルタイムのドクター 2 名の社会保険料が不要になったということでしょうか。やめられたということですか。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい。医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

後でよろしいでしょうか。

議長（原田安生君）

はいそのほかございますか。それでは、今の答弁をしっかりと聞いてから、採決に入りたいと思います。

議長（原田安生君）

それでは、医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

大変失礼しました。今のことにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、フル会計年度任用の医師 2 名と薬剤師 1 名の協会けんぽから共済組合の変更ということでご生じらましまして、補正予算の説明書の社会保険料の上に、職員共済組合負担金とございます。同額でないものについては、他の職員との兼ね合いで調整ということで金額が違ってありますが、そちらのほうに入っております。以上です。

議長（原田安生君）

はい、そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

はい、以上で質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、1 番」の声あり）

はい。1 番、反対ですか。まず原案に反対者の発言を許します。

1 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。医療センター特別会計補正予算4号について反対の立場で討論いたします。この議案は、職員の給与2508万8000円の減額を含む総額3229万6000円を特別会計から減額する補正予算であります。今議会の私の一般質問で、町は、医療センターで行っている入院を令和4年3月末で廃止する方針を示しました。一方で、町が進めてきた、入院がなくなる不安を取り除く6つの強化策については、ほとんど具体化されておられません。令和元年8月以降、入院が廃止されて以降の医療、介護体制を議論してきたと言いますが、町はその検討結果を全く報告せず、地区懇談会の開催の日程も未定であります。町民の皆さんは、一部の議員の質疑によってのみ、今後の体制を断片的に知るほかない状況であります。何の安心材料も示されないまま、東栄町のみならず、北設楽郡の命の砦を失うことになった住民の悲しみと怒りははかり知れません。この減額予算には、今年3月末に退職した職員の人件費などが含まれております。退職した看護師、技師など医療従事者の人件費であります。退職時期は3月から8月といった報告がありました。これほど多額の人件費の補正が今年、今12月議会まで長期間にわたって明らかにならなかったことは、総務課によりますと総合的な判断ということでありましたが、結果として東栄医療センターの赤字額を今日まで多く見せかける効果があったと考えます。現時点での令和3年度の医療センター特別会計への一般会計からの繰入額は、もはや3億円の赤字とは言えません。2億948万4000円であります。さらに国からの普通交付税、特別交付税を差し引けば、町の負担はさらに小さくなります。しかし、町はいまだに令和2年度の特別交付税の金額を明らかにしておられません。私は、来年度の医療、介護体制が具体化されないまま、町が入院廃止を決めたこと。多くの医療スタッフが退職したこと、結果として正確な赤字額が示されないことなどを理由として、村上町政に抗議し、本議案に反対いたします。

議長（原田安生君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、7番」の声あり）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

令和3年度東栄医療センター特別会計補正予算に賛成の立場から討論いたします。今回の補正予算は、主に医療センターの会計年度任用職員を含む職員に関わる予算措置です。報酬、給与の変更のほかに、それに伴う諸手当や社会保険料等の増減が含まれています。今回この補正予算に反対討論ありましたが、地方自治法上、自治体の長、東栄町長には、自治体を統轄し代表する権限147条、事務を管理執行する権限148条が主にあります。また、149条には、町がつかさどる事務のほうが包括的に例示され

ています。具体的には予算編成権、議案提案権など以外にも規則制定権などとともに、職員の人事権、組織編成権などが首長の長の権限となります。これらの権限は、そのものは基本的に、議会などが他の機関が直接的に関与するものではありません。このような地方自治法の根拠による今回の人事の変更、異動に伴う必要な補正予算であり、本予算措置に賛成するものです。以上です。

議長（原田安生君）

ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより議案第59号の件を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<賛成者5名>

挙手多数であります。よって、議案第59号の件は原案のとおり可決されました。

----- **議案第60・61号** -----

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。日程第13、議案第60号デジタルエックス線透視撮影装置物品売買契約について、日程第14、議案第61号全身用X線骨密度撮影装置物品売買契約について、これら2案件は、同じ所管課として関連がございますので、一括議題とし、質疑は議案ごとに行いたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第60号及び議案第61号を一括議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

議案第60号、61号を一括上程させていただきます。最初に議案第60号です。中段記の下、契約の目的、デジタルX線透視撮影装置購入、契約の方法、指名競争入札、契約金額、1980万円、契約の相手方、岡崎市、株式会社ワキタ商会です。1枚はねていただきまして、参考資料を添付してあります。入札日は令和3年12月13日、仮契約日は令和3年12月15日です。指名業者8社のうち、2社が辞退されました。事業概要ですが、既存のデジタルX線透視撮影装置の撤去処分及び更新で、新施設に設置するものでございます。続いて議案第61号、中段記の下、契約の目的、全身用X線

骨密度撮影装置購入、契約の方法、指名競争入札、契約金額 1034 万円、契約の相手方、名古屋市、株式会社島津製作所です。1 枚はねていただきまして。入札日は令和 3 年 12 月 13 日、仮契約日は令和 3 年 12 月 15 日です。指名業者 8 社のうち 4 社が辞退されました。事業概要ですが、既存の全身用 X 線骨密度撮影装置の撤去処分及び更新で、こちらの機械も新施設に設置するものでございます。以上です。

議長（原田安生君）

60 号、61 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。初めに、議案第 60 号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「議長、1 番」の声あり）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

今回導入する X 線透視撮影装置であります、新たな診療所に導入するものとの説明でありました。昨年、令和 2 年 4 月の入札で一般撮影 F P D 装置 1848 万円を購入していますが、それとは違うものと認識してよいのか。この機械はどんなものなのかということをお伺い出来たらと思います。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい。医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

昨年購入したものとは全く別のものでございます。これについては、透視をする機械でございまして、胃カメラですとかそういったものをする。すいません。カメラではありませんでした。透視をするような機械でございます。医療透視とかいろんなものを通してです。透視をする機械ですので前回買ったものとは全然違うものでございます。以上です。

（「議長、1 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

バリウムの検査などで使われるものと理解してよろしいでしょうか。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

それでも使えますが断層診断、全身をですね3分割にして、3分割で装置で審査するものも、ほかで検査する、透視で検査するものでもあります。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、同じ質問。はい、どうぞ。

1番（浅尾もと子君）

残り質問が1問となりますね。ですので、お答えいただけるかわかりませんが、今回の事業概要にはですね、機器、既存機器撤去処分とあります。医療センターで使用している現在の機器の導入時期と耐用年数をお伺いしたかったんですけれども、質問回数に制限がございますので後ほど伺うことにいたします。つまり、現在の機器が新たな医療センターで使うことが出来ないのかということを確認した上でなければ、この予算を執行することが妥当だとは言えないと考えるからです。昨日、この議案が届きましてから、総務課にお尋ねいたしました。町は11月30日に指名審査会を行って、本件の入札を12月13日に行うことを決定していたということでもありますので、つまり町は、本日、追加議案が生じるということを11月30日にはわかっていたと思います。ですので、私たち議員に事前に連絡するとか、12月6日に緊急に開かれた議会運営委員会で報告するとか、十分にすることが出来たと考えますが、なぜ、採決の前日まで、追加議案があることを知らせてくれなかったのか、理用を伺いたいと思います。この議案については、昨日、議会事務局長から電話で連絡を受けまして、午後自宅に議案をお届けいただいたものであります。なぜ採決の前日まで追加議案があることを知らせなかったのか、理由を伺います。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

先ほど説明しましたが、12月13日に入札執行したということでありまして、その結果によってですね議案のですね上程というのが左右されますので、それでその結果

を見て今回上程させていただいたということでございます。

議長（原田安生君）

ほかありますか。

（「なし」の声あり）

はい。以上で、議案第 60 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、1 番」の声あり）

はい、1 番。原案に反対者の発言を許します。

1 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子です。デジタルX線透視撮影装置物品売買契約についての議案に反対の立場で討論を行います。東栄町議会では、これまで、議案採決を行われる議会本会議最終日に議案が追加上程されることが度々ありました。しかも、町側と議員との打合せもなしに、当日の朝突然に議案が配布されるということもありました。今回の議案は、前日に議会事務局長から議員に連絡がされ、前日の午後に議案が届けられたものであります。私は医療センターに聞き取りをしたいと思って電話をかけましたが、事務長及び監理官は1日不在とのことで、採決される本日まで十分な聞き取りが出来ませんでした。本会議では、質問回数が限られ、既存の設備について、引き続き利用することが出来ないのかどうかという大変重要なことも残念ながらお尋ねすることが出来ませんでした。この議案は大変専門的な医療機器の購入というもので、しかも金額が1980万円。契約金額、税込みでという金額で、大変大きな金額のものであります。今のところ、私は、なぜ、今日突然の議案上程だったのか、なぜ会期中に入札が行われたのか、なぜ指名競争入札が選択されたのかを含めて、議員として町民に責任ある説明が出来ません。私は、今後、私たち議員に質疑を十分に準備する時間を保障することを強く求めまして、本議案に反対いたします。

議長（原田安生君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、5 番」の声あり）

はい、5 番。

5 番（伊藤芳孝君）

このX線透視装置の2件の案件ですけど、これはもう既にですね、議会としては予算が、予算説明を受けて、予算を通しておるわけであります。そして、今回、契約について、議会ので承りたいということの上で上がってきているものですから何の間

題もないと思いますので、賛成をいたします。

議長（原田安生君）

ほかにありますか。

（「なし」の声あり）

はい。討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより、議案第60号の件を挙手により採決をいたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<賛成者5名>

はい、挙手多数であります。よって、議案第60号の件を原案のとおり可決されました。

次に、61号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

先ほどの60号と同じく、昨日議案が配付されたものであります。全身用X線骨密度撮影装置物品売買契約について伺います。今回導入するこの装置とは、やはり事業概要に既存機器撤去処分と書かれております。今使っている機器の導入時期とその耐用年数を伺いたいと思います。この機器を新たな診療所で引き続き使用することは出来ないのかという観点で伺うものです。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

はい。骨密度の測定機器ですが、法定的な耐用年数については、一応6年となっております。購入時期については、平成26年5月26日となっております。今平成でいうと33年になるものですから、今8年目ということになります。これを新しい診療所に使えなかったかっていうことでございますが、本来ですと耐用年数をすぎれば交換時期と考えるものかもしれませんが、新施設の建設ですね、それも計画されていたために、設置費でありますとか、また機器を入れ替えることで、検査を止めることがない、入替えにひと月かかったケースですとか、そういったことがなく、検査を止めることがないということもある上に、機器については、保守点検が出来ないですとか機器の修理もきかないような年数となってきますので、そうしたことをいろいろ検

討しまして今回更新させていただくものですから、御理解いただきたいと思います。

議長（原田安生君）

ほかございますか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

先ほど伊藤芳孝議員からですね、既に説明を受けて予算を通しての旨の発言がありました。この全身用X線骨密度撮影装置についても同様であると思われますけれども、ただ私はこの全身用X線骨密度撮影装置を購入するということを初耳であったものですから、今までどのような説明をしてどのように予算を通したのかということをお伺いしたいと思います。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

当初ですね継続費でお認めいただいたと思うんですけど、その際には医療機器の購入を更新ということで御説明させていただいたと思います。以上です。

議長（原田安生君）

1番よろしいですか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

はい。ではやはりこの名称については今初めて説明されると理解してよろしいでしょうか。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

医療機器全般ってということだと思うんですが、ちょっと詳しいことまでちょっと記憶にないんで申し訳ございません。

議長（原田安生君）

はい、ほかありますか。

（「なし」の声あり）

はい。以上で議案第 61 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、1 番」の声あり）

はい、1 番。まず原案に反対者の発言を許します。

1 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。全身用 X 線骨密度撮影装置物品売買契約について反対いたします。反対の理由は、第 60 号議案で述べたとおりであります。

議長（原田安生君）

はい。次に原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、5 番」の声あり）

はい、5 番。

5 番（伊藤芳孝君）

はい、本案に賛成をいたします。賛成の理由は 65 号議案と同じでございます。はい。以上です。

議長（原田安生君）

はい。ほかに討論はございませんか。討論、反対。はい、討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより、議案第 61 号の件を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり可決することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

< 賛成者 5 名 >

挙手多数であります。よって、議案第 61 号の件は原案のとおり可決されました。

----- **議案第 62 号** -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 15、議案第 62 号令和 3 年度東栄町一般会計補正予算第 11 号についての件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、副町長」の声あり）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

それでは予算書の1ページをお願いします。議案第62号令和3年度東栄町一般会計補正予算第11号について。続いて2ページをお願いします。今回の補正は歳入歳出それぞれ1578万円を追加し、予算総額を40億837万円とするものです。それでは、予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いします。6ページをお開きください。3款2項1目児童福祉総務費は、18歳以下の子供に対する特別給付について一括で10万円を給付するために追加するもので、町で児童手当を支給している対象者には年内に支給をいたします。なお、目安として親のどちらかが年収960万円を超える児童手当特例給付者に対しては、国庫負担金の対象となりませんが、町負担により支給します。10節需用費及び11節役務費は、今回の支給に係る消耗品、郵便料などの事務費です。8款1項消防費は、南海トラフ地震対策事業費補助金の減額による財源更正です。次に歳入の説明をさせていただきます。4ページをお開きください。14款1項1目民生費国庫負担金の児童手当負担金は、臨時特別給付金に充てられるものです。15款2項1目、南海トラフ地震対策事業費補助金は、積載車及びデジタル簡易無線機購入分と防災マップ作成分について減額し、戸別受信機購入分について追加するものです。19款1項1目の繰越金は、今回の補正の財源調整として追加するものです。以上で一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（原田安生君）

議案第62号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はございませんか。

（「議長、7番」の声あり）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

今説明がありましたけども、先ほどのですね6ページのところの児童福祉総務費のところです。臨時特別給付金について、年内の支給でということで、それから、例外なくというふうなことだと思うんですけども、今、国の方で新たな指針が出されている、いうふうなことがありますけどももう少し詳しくその辺り、実際のところ想定される内容について説明いただければ。よろしくお願いします。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

国からの指針でよろしかったでしょうか。昨日、国から3つのパターンを示されまして、1つは、従来どおり5万円を先行給付して残りの5万円をクーポン、2つ目が、2つ目のパターンとしまして、先行で5万円現金で支給。もう残りの5万円を現金で支給、つまり2回支給、5万円を2回支給。3つ目のパターンが一律で10万円を支給する。これを自治体の判断によって選択して支給しろというような指針が出されております。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

今説明の方ですですね年内支給等のことがあったんですけど、少し実際実務を進めながらってということで、各自治体も大変な作業だというのは分かるんですけども、概ねの見通しをもういっぺん確認のために説明いただければありがたいですけれども。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

児童手当対象者につきましては、今月の28日に一律10万円を支給する予定でおります。残りの公務員、あと高校生につきましては、こちらは申請が必要ですので、年内をめどに対象者に対して申請してほしい旨の通知を出す予定でおります。支給につきましては、年度内には支給を完了したいと考えております。

議長（原田安生君）

はい、ほかありませんか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

今回の、国が年内一括給付を認めたということですので、その日からかなり短い期

間で予算化されたということで、私も 12 月 9 日に住民福祉課長あてに全額現金での給付を求めてメールをしておりましたので大変歓迎できる措置だと思います。職員さんのクーポン支給のための労力や経費を減らすことが出来ますし、保護者にとっては用途を限定されない現金のほうが、当然に歓迎されるものと思いますが、今回ですね、国からの財源がまだ入ってこないという状況での現金を先に支払うという措置になると思うんですが、国からの財源は、いつ支払われるものなのか伺います。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

まだ国会のほうで確か予算のほうは成立しておりませんし、恐らくですけども、支給が終了した段階で、実績報告に基づき交付されるものと認識しております。

（「議長、1 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1 番、

1 番（浅尾もと子君）

それとですね、今回の議案の説明の際に 969 万円程度の所得があるとおっしゃったのかちょっと詳しくメモ出来てないんですが、特例の対象者でも町の負担で支給するという説明がありました。これは町独自のものなのか、近隣町村と相談してやっているものなのか、教えていただきたいんですが、あわせて対象者を何世帯何人と見込んでいるかお伺いいたします。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

はい。特例給付の方に対して支給するというものは設楽町も豊根村も行うというふうに聞いております。今まで、子育て世代に対して商品券とか配布しておりましたけどもその際にも特に所得制限を設けておらず配付させていただきましたので、今回につきましても 18 歳以下の方に対しては、給付するということを考えて、今回の結論に至りました。以上です。

議長（原田安生君）

はい、そのほか。

（「議長、1 番」の声あり）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

今回の議案の説明の際に、戸別受信機の増額というようなこと言われていたと思うんですが、具体的には何をどのように増額するものなのか、伺います。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

6 ページの 8 款 1 項の消防費 3 目から 5 目、ここで財源更正をさせていただくわけですが、これ一つ一つ申し上げますと、3 目の県支出金 10 万円減につきましては、これ複数ございまして、積載車及びデジタル簡易無線機購入に係る南海トラフ地震等対策事業費補助金が 1 万円減額したことによりまして、一般財源を 1 万円増額させていただきました。4 目の無線管理費でございますが、これは戸別受信機購入費分についての南海トラフ地震の補助金、新たに 126 万 1000 円交付決定を受け、これに伴いまして一般財源を 126 万 1000 円減額させていただきました。5 目でございますがこれは防災マップに係る補助金でございます。本来、南海トラフの補助金は紙媒体の防災マップのみ適用をされることになっております。当初紙媒体のみのマップの作成を想定していましたが、いろいろ調べるうちに、840 万弱の予算で紙媒体のマップ、これとウェブ版の防災マップですとか、いろんな機能を付けれるということでこちらに変更したことにより、159 万 4000 円を減額し、同じく一般財源を増額、増やしたものでございます。以上です。

議長（原田安生君）

ほかありますか。

（「なし」の声あり）

はい。以上で、質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。討論なしと認めます。これより議案第 62 号の件を採決いたします。お諮り

いたします。本案は原案のとおり決するに御異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第 62 号は原案のとおり可決されました。

----- 請願第 1 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 16、請願第 1 号シルバー人材センターに対する支援を求める要望に関する請願についての件を議題といたします。この件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

はい。以上で請願第 1 号の質疑を打ち切ります。続いて討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これより請願第 1 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は、請願内容のとおり採択することに御異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、請願第 1 号の件は、本案のとおり採択することに決定しました。

----- 請願第 2 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 17、請願第 2 号コロナ禍による米価下落の対策を求める請願についての件を議題といたします。質疑はございませんか。

(「議長、7 番」の声あり)

はい、7 番。

7 番（加藤彰男君）

委員会のところでも審査されましたけども、本請願につきましては、現在のですね米の需給関係、そしてそれに伴うですねお米の価格という点と、それからコロナ禍での生活支援という点で、この請願のほうの団体のほうが出されたというふうに理解します。項目は 3 点ありますけども、3 点目ですねこれは、委員会のところでも発言しましたけども、外国産ミニマムアクセス米についてですね、国が、対外的、国際的にですねどうするかという点もあり、これはですね日本の国内のですね農業団体、1 番大きいところである農協中央会、それで全農の対応がですね、きわめて重要になるというふうに理解します。その点でですね、どういうふうに考えられるかという点がありま

す。基本的にはですね、米の価格について、そしてコロナ禍という支援についてという点ではですね、この請願の趣旨については賛成いたしますが、その３点目についてもしあればですねお願いしたいと思います。

議長（原田安生君）

御意見ということでよろしいですか。そのほか質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

以上で請願第２号の質疑を打ち切ります。

続いて討論に入ります。討論ございませんか。

（「議長、１番、５番」の声あり）

１番は賛成だら。５番。反対ですか。はい。まず原案に反対者の発言を許します。はい。５番。

５番（伊藤芳孝君）

請願２号に反対をいたします。コロナ禍による米価の価格の対策を求める請願が出されましたが、コロナ禍によるですね商品価格の下落は、米価のみではありません。多くの食品、食材等がですね、大きな影響を受けています。昨日の新聞報道でも、豊橋では乳製品の企業が大きな打撃を受け、市役所の職員の有志で同社の牛乳を集団購入するキャンペーンを実施しているようです。この請願事項の１番では、過剰在庫を政府が買入れ、需給環境を改善することを求め、２番では、市場隔離しておきながら、その米を食糧支援で活用すると言っています。そうしたことをすれば、市場はさらにだぶついて価格は下がり、矛盾をしているようにも思います。岸田総理は、米の需給をめぐり、市場隔離を含めた十分な支援を検討すると言っています。主食に関する問題で重要であります。こうしたことは、政府に任せるべきかと思います。また、３番では、外国産米の輸入問題にも触れています。これは外交問題でもあり、東栄町から発信することではないように思います。浅尾議員がこうした請願の紹介者となることを否定するものではありませんが。もう少し東栄町全体のことを考え、多くの町民のために、町が将来を見据え、視野を大切にされることを願って、私の反対討論いたします。

議長（原田安生君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、１番」の声あり）

はい、１番。

１番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。本請願に賛成の立場で討論いたします。新型コロナウイルスの流行拡大のもと、外食産業などでのお米の需要が冷え込み、2021年産米の市場価格が暴落したことを受け、国に対して過剰在庫の緊急に買い入れること。買上げた米を食糧支援などに活用すること。外国産米の輸入中止または数量調整などを実施することなど対策を求めるものであります。私がJA愛知東に、今、今期のお米の状況をお伺いしたところ、毎年、米の出荷時に農家に支払われている仮渡し金は、米1俵60キロ当たり2000円程度も毎年下落が続いているということでありました。そこへ、コロナ禍の今年ついに愛知県の主力品種であるあいちのかおりで60キロ当たり9700円。チヨニシキ9200円とついに1万円を割り込むまでに悪化したと言われました。農水省が19年に調査した米を生産する経費は、平均1万5000円とのことでありますので、現在の米価は生産費を大幅に下回る事態と言えます。単純に計算すれば、お米を一俵作れば5000円の赤字になるということです。令和2年、愛知県で初めて特Aを獲得し、値上げが期待されていたミネアサヒも例外ではありません。令和元年比で400円も下落することも教えていただきました。JA愛知東は、今後も飼料や資材の高騰が見込まれ、主食用から飼料用に転換するように指導しているとのことでありました。私は、新城市で十数代続く米農家さんにお話を伺いました。その方は、将来が心配で子供に継がせられないといいます。近隣の農家の方も1万円切るならやめたいという声が多いと言い、多くのお米の農家さんが60歳代から70歳代という状況であり、みんなが自分の代でやめてしまえば、あと数年で日本の米はどうなってしまうのかと、強い不安を語ってくれました。この請願の質疑では、米価が下がれば小売価格も下がり、消費者のためになるとの意見がありました。しかし、私は米価暴落の状況を放置していたら、国内のお米の農家さんの大量の離農招き市場から国産米がなくなってしまうことを危惧しております。そうなれば、今は安く買える輸入米も競争相手がなくなれば、高騰していく可能性があるわけです。東栄町では、現在9名の農家さんが、JA愛知東さんにお米を出荷しているとのことであり、品目はミネアサヒであるということでありました。しかし、多くの町民はお米を生産出来ない一消費者であるわけであります。お米を今後も安心して国産のお米を食べられる環境を守るため、それが日本の消費者を守る上でも必要であると考えます。また米の輸入についての御意見も出されましたけれども、バターや小豆のように輸入する数量を調整するというのも十分に可能な措置であると私は考えております。私は、米農家への抜本的な支援が必要であると考えまして、本請願に賛成いたします。

議長（原田安生君）

ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより請願第2号の件を

挙手により採決いたします。提出された趣旨のとおり採択することに賛成の方は挙手をお願いします。

＜賛成者 2 名＞

挙手、少数であります。よって、請願第 2 号の件は不採択とすることに決定いたしました。

----- 意見書第 4 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 18、意見書第 4 号シルバー人材センターに対する支援を求める意見書案の提出についての件を議題といたします。提出者の説明を求めます。

（「議長、2 番」の声あり）

はい、2 番。伊藤紋次君。

2 番（伊藤紋次君）

意見書第 4 号、シルバー人材センターに対する支援を求める意見書（案）の提出について、地方自治法第 99 条の規定による別紙意見書（案）を町議会会議規則第 13 条の規定により提出する。令和 3 年 12 月 16 日提出。提出者、東栄町議会議員伊藤紋次、賛成者、町議会議員伊藤芳孝、内容の詳細につきましては、議会事務局長から朗読、説明させさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

議長（原田安生君）

それでは内容を議会事務局長に朗読させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、議会事務局長。

議会事務局長（亀山和正君）

失礼します。シルバー人材センターに対する支援を求める意見書（案）について、抜粋して朗読させていただきます。御手元の意見書ですね 6 行目からになりますけれども、令和 5 年 10 月に消費税において、適格請求書等保存方式いわゆるインボイス制度が導入される予定となっているが、同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員はインボイスを発行することが出来ないことから、センターは仕入れ税額控除が出来なくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じる。しかし、公益法人であるセンターの運営は、収支相償が原則であり、新たな税負担は、税負担の財源はないと言われております。要望内容につきましては、最後の 4 行のところになります。消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が 1000

万円以下の事業者は、消費税の納税義務が免除されているところであり、少額の収入しかないセンターの会員の手取り額がさらに減少することなくセンターにおいて安定的な事業運営が可能となる措置を要望するということで、提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣でございます。以上です。

議長（原田安生君）

はい。提出者の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。以上で質疑を打ち切ります。本件は討論を省略して、直ちに採決に入ることにより御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。意見書第4号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、意見書第4号の件は原案のとおり可決されました。

継続審査

議長（原田安生君）

次に、日程第19、議会運営委員会の閉会中の継続審査についての件を議題といたします。議会運営委員長から次期定例会の会期日程等議会運営に関する事項及び諮問に関する事項について、会議規則第73条の規定により閉会中の継続審査の申出があります。ここでお諮りいたします。委員長から申出のとおり閉会中の継続審査することに御異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査することに決定しました。

閉 会

議長（原田安生君）

以上で本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。会期中、皆様の御協力に対しまして厚く御礼を申し上げます。これをもちまして、令和3年第4回東栄町議会定例会を閉会いたします。

以上のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

東栄町議会議長

署名議員

署名議員